

基本施策2 資源物の多様な排出機会の確保

資源物の受け皿をより多く確保するため、引き続き自治・町内会など地域団体による集団回収を促進するとともに、古紙やペットボトルなど、行政による拠点回収を継続していきます。

また、資源物の店頭回収については、「トレイtoトレイ」など、より高品質なリサイクルも可能なことから、回収店舗・品目の拡大を促進します。

基本施策3 家庭系ごみ有料化の実施

有料化を実施している地区としていない地区が混在していること、また、有料化を導入した地区では高い減量効果がみられることから、全市で以下の考えに基づき有料化を実施します。

■有料化の意義

- ① ごみ分別・リサイクルの促進による排出抑制
- ② ごみの発生抑制・再使用の促進
- ③ ごみ量に応じた費用負担の公平化
- ④ 環境に対する市民の意識改革
- ⑤ 事業系ごみの混入排除

■有料化の対象・手法

① 有料化の対象手法

対象	手法
1 燃やすごみ	有料指定袋（単純従量方式）
2 燃やさないごみ	
3 粗大ごみ	有料シール制（品目別に設定）

③ 手数料の減免

- 災害ごみ
- ボランティア清掃ごみ
- 育児・介護で使用する紙おむつ など

② 有料化の水準

○燃やすごみ・燃やさないごみ

有料指定袋（燃やすごみ、燃やさないごみ）				
区分	大（45L）	中（30L）	小（20L）	極小（10L）
手数料	45円	30円	20円	10円

○粗大ごみ

有料シール制（粗大ごみ）				
区分	～10kg	10kg～ 20kg	20kg～ 30kg	30kg～
手数料	100円	200円	300円	500円

■手数料収入の使途

有料化の目的が「ごみ減量・リサイクルの推進」であることから、手数料収入から指定袋作成費や販売経費などを差し引いたものについては、資源循環型社会促進策、地球温暖化対策及び地域コミュニティ活動の振興なども含め、明確な形で市民に還元します。